報道関係者各位

2024年2月8日

株式会社東急コミュニティー

全国初 北海道北広島市と東急コミュニティー 生活再建の迅速化に向けた連携に関する協定を締結

地震発生時の被害調査実施結果の提供へ

罹災証明書交付のための調査を迅速化し、被災者の生活再建を

株式会社東急コミュニティー(本社:東京都世田谷区、社長:木村 昌平)は、北海道北広島市(以下、北 広島市)と地震発生時における住家の被害認定調査に関して、2月7日に生活再建の迅速化に向けた連携を行 うべく、「災害時の応急対応による被害調査結果の提供及び利用に関する協定」を締結いたしましたので、お 知らせします。

■ 協定締結の経緯

北広島市と当社は、2019年より意見交換や合同研修等の取り組みを進めてまいりました。

従前、罹災証明書交付に関する国の規定では、一部例外を除き、調査は「市町村による現地への臨場が必 須|とされていましたが、2022年に北広島市から国へ「罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査・判 定について、必ずしも臨場を要することなく、被害認定・判定を可能にすること」について提案、これが 実現する見込みとなったことから、2022年10月に共同研究協定を締結し、より実践的な対応方法及び実 施体制の確立に向け共同で研究を行ってまいりました。

2023年5月に内閣府より通知された「令和5年度における被災者支援の適切な実施について」において、 「住家の被害程度の判定の的確性を担保することが可能であれば、写真・映像により調査・判定すること が可能」とされたこと、また、「被災者自らが撮影した写真の提供や災害保険会社・マンション管理会社等 と被災住家の写真を共有するなどして、市町村が現地に要さずとも被害認定を行うこと」が可能と明確化 されたことに加えて、共同研究により当社技術員が調査した被災住家の写真等を共有する実施体制が整っ たことから協定締結に至りました。



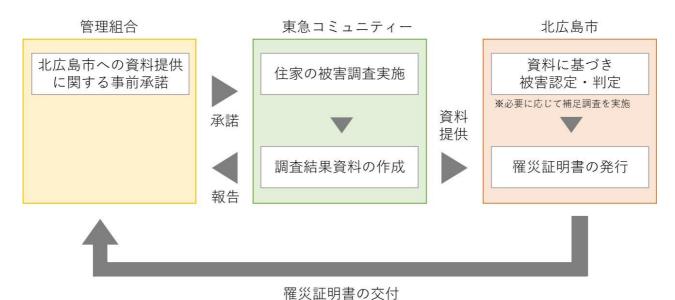
東急コミュニティー 佐藤潤 取締役常務執行役員(左)と北広島市 上野正三 市長(右)

■ 今回の協定締結について

今回の協定は、全国初の取組みとなる災害時の住家の被害調査結果の提供および利用に関する協定です。 当社管理物件では従前より、発災後に技術員が当社独自の緊急点検を実施しております。本協定締結後、資 料提供に事前承諾を頂いた管理組合のうち、一定の被害が確認された場合は住家の被害調査を実施し、北広島 市へその調査結果資料を提供、管理組合へ報告を行います。北広島市は当社が提出した資料をもとに被害認 定・判定を行い、罹災証明書を迅速に交付することにより、早期復興を共同で目指します。(下記イメージを 参照)1日あたり、100名以上の調査員が必要となる想定(北広島市の場合)の住家被害認定調査の迅速化に 寄与いたします。

また、当社はマンション大規模改修工事の品質向上を目的とした施工管理システム「Field's EYES」を導入 しており、このシステムに住家の被害認定調査に関する機能を実装しております。被害認定のための的確性等 の担保や、調査の迅速化、情報の一元管理も目的に活用してまいります。

<イメージ>



■ 東急コミュニティーについて

東急コミュニティーは全国でマンション管理、ビル・施設マネジメント、公共施設管理運営を行う総合不動 産管理会社です。マンションで約52万戸、ビルで1,600件の管理実績がございます。総合不動産管理会社と しての管理実績を基盤に専門性を活かしたサービス提供を行い、良質なストックの形成を通じて、お客様の生 活環境と資産価値向上に貢献してまいります。